

ト散行後ニ於ケル現在ノ未就業者百餘名ノ就業可能性ヲ大  
ナラシムルトノ見地ヨリ一ヲ張ラムトシ同業組合長降矢登  
四吉ニ対シ執拗ニ折衝ヲ開始セルカ別項記才ノ如ク同組合  
長ニ於テハ最後迄快諾セズ而シテ此ノ間手中工組合側ハ別  
記(三)ノ声明書其ノ他「準備也」と題スル手議ノ際ニ於テ  
ル指示事項並別記(四)ノ如キ「折」の刻迫ヲ「ト題スルスト謀  
備ノ指令其ノ他各種情報等ヲ治政印刷或ハ謄寫版刷トシテ  
全組合員ニ發送シ同業組合側ノ態度如何ニ拘ハラズ單独ス  
トヲモ敢テ辨セストノ極メテ強硬ナル態度ヲ示シゼネスト  
必至ノ情勢ニアリタリ

三 東京染色加工同業組合側ノ態度

工場主組合側ニ於テハ手拭加工專同工場ヲ除キ他ノ大部分  
ノ工場ハ浴衣加工取引ヲ有利ナラシムトシテ手拭工賃ニ  
関シテハ彼未始シト同屋ニ対スルサービスの「前記」ノ如キ

工賃規定ヲ為シ取工枚所のニ作業シツツアリタルモ漸次小  
工場ニ於テ最低額タル規定工賃ヲモ破毀スルニ至リ全ク経  
営上ノ収支償ハサル実状ニアルヲ以テ一部工場主間ニハ折  
然全同業者ノ全的休業ヲ折行シ同屋ニ対シ工賃値上ノ要求  
ヲ為スヘントノ強硬論ヲ唱フル者スラアリタルヲ以テ曩ニ  
前記規定工賃ノ完全ナル遵守ヲ要望スル意味ニ於テ同屋ニ  
対シニ割値上ノ歎願書ヲ提出セル次第ナルモ之レカ為メ取  
工組合ト共同戦線ヲ張リ斗争スルトキハ  
第一將來ノ浴衣加工其ノ他ノ取引上甚タシキ要影響ヲ及ホ  
ス虞アルコト

第二休業或ハゼネストヲ敢行スルモ規定工賃ノ実施程度ニ  
止マリニ割値上ツ見込ナキコト  
第三ゼネストニ依リ取工組合ハ現在ノ失業取工枚所ニ得  
ルモ工場主側ハ多大ノ損害ヲ負担スルニ至ルコト